

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
岐阜県中小企業海外展開支援事業費助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、県内中小企業の地域産業資源を活用した海外展開を促進するため、県内中小企業が実施する海外展開を目的とした市場調査や商品等の改良、海外見本市等への出展に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、次に掲げるものとする。

- 一 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者のうち、県内に本社又は事業所を有するもの（発行済株式の総数又は出資金額の総数の2分の1以上を同一の大企業が有している者、発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている者を除く。）及び個人事業者をいう。
- 二 前号に掲げるもののほか、センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者。

(助成対象事業等)

- 第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率並びに助成限度額、助成回数は、別表のとおりとする。
- 2 国税、県税及び市町村税を完納していない者、又は同一年度内に本要綱による同一事業の助成を受けている者は、助成対象事業者から除外する。
 - 3 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、助成対象事業者から除外する。
 - 4 国、県、又はそれぞれの出資団体からの助成金等の助成対象事業（申請を含む。）については、本助成金の対象者としなない。
 - 5 助成対象経費は、助成事業の実施期間内において発生した経費とする。

(助成金の交付申請)

- 第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 2 助成金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。
 - 3 助成対象事業者は、助成金の交付の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額とし

て控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（事業の着手時期）

第5条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項のただし書により助成金を受けようとする交付申請者は、前条第1項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

（助成金交付申請の審査）

第6条 理事長が必要と認めるときは、助成金の申請の採択の適否について審査させるため、審査委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第4条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、必要に応じ専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- 3 助成額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付の条件）

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

- 一 助成金の交付の目的に従って誠実に助成事業を行うように努めること。
- 二 善良な管理者の注意をもって助成事業を実施し、助成金を他の用途に使用しないこと。
- 三 助成事業に要する経費の配分の変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業の内容の変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。
- 五 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

六 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合において、速やかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

七 その他理事長が必要と認める事項

(決定の通知)

第9条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を助成金の交付の申請をした者に通知（別記第3号様式）するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(内容又は経費の配分の変更)

第11条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更するときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更をきたさない場合であって、次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

一 別表の助成対象経費の欄に掲げる経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更

二 助成金の交付の目的又は助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び助成事業の細部の変更

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業の中止（廃止）申請書（別記第5号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 助成事業者は、理事長から求めがあったときは、助成事業の遂行及び収支の状況について、指定する期日までに遂行状況報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

第14条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第23条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）は、助成事業の成果を記載した実績報告書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて理事長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了したとき（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月5日のいずれか早い日とする。

3 助成事業者は、前項の規定にかかわらず報告書の提出期限について、理事長が別に定める場合は、その期限によることができる。

4 助成事業者は、実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第16条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（別記第8号様式）により当該助成事業者に通知するものとする。

2 収益が生じた場合は、その額を助成対象外経費とする。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の交付)

第18条 理事長は、原則として、前条の規定による助成金の額の確定後において助成金を

交付するものとする

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、前条規定の確定通知の日から7日以内に助成金交付請求書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告後の消費税等の取扱い）

- 第19条 助成事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、別記第10号様式により速やかに理事長に報告しなければならない。

（事業化等状況報告等）

- 第20条 助成事業者は、助成金の交付を受けた事業について、助成事業終了後30日以内に事業化等状況報告書（別記第11号様式）を作成し、理事長に報告しなければならない。
なお、助成金を交付した事業が事業化を伴う場合は、それ以降の事業終了後5年間、事業化等状況報告書を作成し、3月末までに理事長に報告しなければならない。

（収益納付）

- 第21条 削 除

（財産の処分の制限）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
 - 2 財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、理事長が別に定める期間とする。
 - 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記第13号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 理事長は、第3項の規定により承認をした助成事業者に、第8条第1項第5号の助成事業の中止又は廃止後、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
 - 5 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第14号様式）を備え管理しなければならない。
 - 6 助成事業者は、取得財産等があるときは、第15条に規定する実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第23条 理事長は、助成事業者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、本要綱の規定に違反した場合
 - 二 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
 - 四 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合
- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(助成事業の経理等)

- 第24条 助成事業者は、助成対象事業の経費については、帳簿及びすべての証憑書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の帳簿及び証憑書類を助成対象事業の完了の日(第8条第1項第5号による廃止の承認を受けた場合はその日)の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(助成金の返還)

- 第25条 理事長は、第23条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

- 第26条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権(以下「産業財産権」という。)を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、産業財産権等取得等届出書(別記第15号様式)にその旨を記載しなければならない。
- 2 理事長は、産業財産権を譲渡し、もしくは実施権の設定により収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(立入検査)

- 第27条 理事長は、助成対象事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業に関し報告を求め、又は理事長の指定する者により、助成対象事業を実施する場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(成果の発表等)

- 第28条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができるものとする。
- 2 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等をセンターのホ

ホームページ等で公表できるものとする。

- 3 助成事業者は、助成事業で作成した配付物、Web ページ、成果物等に「この〇〇は、中小企業地域資源活用等促進事業（岐阜県中小企業海外展開支援事業費）の助成金を活用して作成したものです。」と表示しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第 29 条 理事長は、第 4 条の申請があった場合において、当該申請をした助成事業者が第 3 条第 2 号から第 4 号の規定に該当するときは、理事長は、その者に対して、助成金の交付をしないものとする。
- 2 理事長が第 7 条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第 3 条第 2 号から第 4 号の規定に該当することが明らかになったときは、第 23 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第 25 条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数等）

- 第 30 条 この要綱により提出すべき書類は、1 通とする。

（その他）

- 第 31 条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 22 日から施行し、令和 2 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表（第3条関係）

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額	助成回数
市場調査事業	<p>市場調査に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（渡航費は専門家1名、職員2名まで） ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 ・事務費（会場借上費、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料（1名）、保険料） ・委託費（市場調査事業の一部を委託する経費） ・専門家謝金 ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） 	助成対象経費の1/3以内	<p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p>	同一地域への調査は2回までとする。
商品等改良事業	<p>商品等の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（専門家、職員） ・事務費（産業財産権導入費（弁理士費用）、原材料・消耗品費、機械装置費・工具器具費） ・委託料（商品等改良事業の一部を委託する経費） ・専門家謝金 ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） 	助成対象経費の1/3以内	<p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p>	
海外見本市等出展事業	<p>海外見本市等への出展又は商談会等の開催に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（渡航費は職員2名まで） ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 ・事務費（会場借上費、見本市等出展費（出展代行、オンライン出展を含む）、輸送費、印刷製本費、翻訳料、研修費、通訳料（1名）、保険料） ・その他（理事長が特別に必要と認める経費） 	助成対象経費の1/3以内	<p>上限 1,000千円</p> <p>下限 200千円</p>	令和2年度以降、同一の海外見本市等への出展は3回目までとする。

- 注1 単年度で複数の助成対象事業を実施する場合の助成限度額は、それぞれの合計とする。
- 2 交付額は、助成限度額の下限を下回る場合がある。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てるものとする。
- 4 振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等は助成対象外とする。
- 5 海外で課税される付加価値税(VAT)等も助成対象外とする。